

(4) 国と地方

【改革の取組みと成果】

三位一体改革については、約9割が進めるべきと支持。積極的に進めるべきが約6割、慎重に進めるべきが約3割。なお、地方自治体の回答では、慎重に進めるべきとの意見が約6割。

地方の一般財源の割合は2004年度予算で増加に転じる（臨時財政対策債を含む場合は減少）。地方税の割合も増加。

不交付団体の人口割合は2001年度より上昇。

【今後の課題】

「望ましい姿」の実現に向けて一層の改革が必要。

- 不交付団体の人口割合は上昇しているが、過去に比べて高い水準となっていない。「大幅に高める」との目標達成には一層の改革が必要。
- 地方財源不足額は減少に転じたが、依然として14兆の不足額が残る。

国庫補助負担金、地方交付税、国と地方の税源配分を三位一体で改革

政府は、自立した国と地方の関係を確立し、地方財政の健全化にも資するため、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方の税源配分を一体的に改革する「三位一体の改革」に取り組んでいる。「基本方針2003」では、改革により実現を目指す「望ましい姿」として、地方の一般財源割合の引き上げや、地方税の充実と交付税への依存の引下げ、地方財源不足の解消等を掲げている（図表3(4)-1）。

図表3(4)-1 三位一体改革によって達成されるべき「望ましい姿」

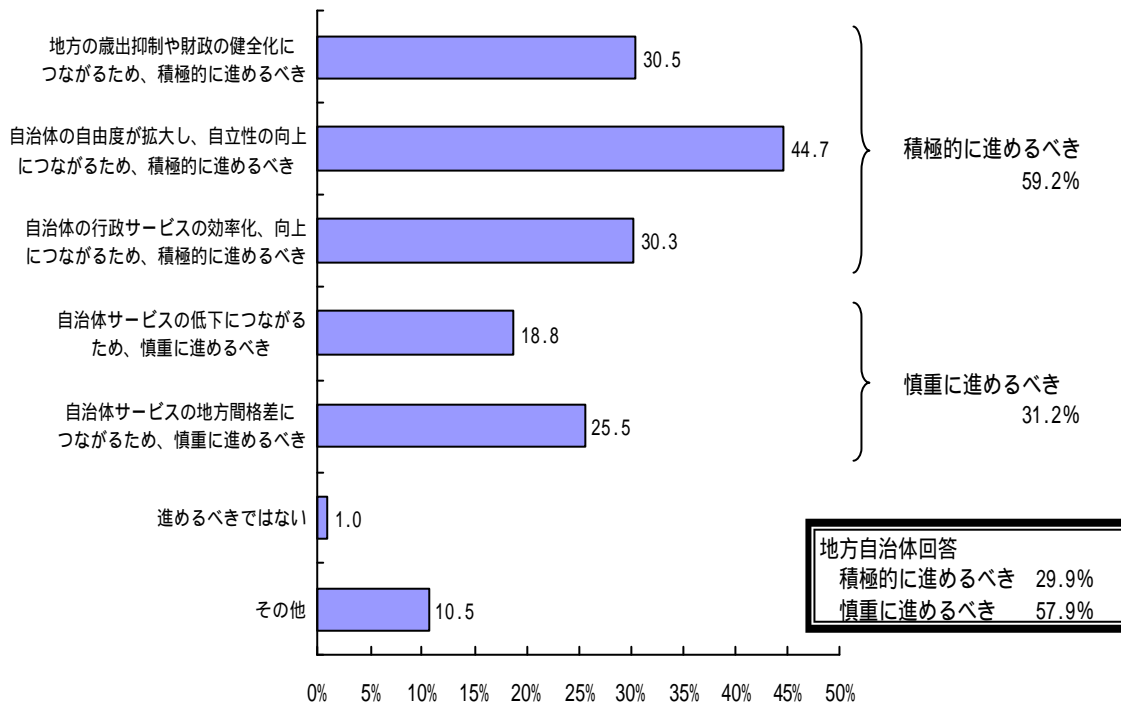
- (1) 地方の一般財源の割合の引上げ
 - ・ 地方税の充実確保を図るとともに、国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税）の割合を着実に引き上げる
- (2) 地方税の充実、交付税への依存の引下げ
 - ・ 地方の一般財源に占める地方税の割合を過去の動向も踏まえつつ着実に引き上げ、地方交付税への依存を低下させる
 - ・ 不交付団体（市町村）の人口の割合を大幅に高めることを目指す
- (3) 効率的で小さな政府の実現
 - ・ 国・地方を通じた歳出の徹底的な見直しを行うなど財政健全化を図ることにより、プライマリーバランスを黒字化し、更に地方財源不足を解消することを目指す

（備考）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」より作成

三位一体改革は
9割が進めるべきと支持

三位一体改革については、約9割が「進めるべき」としており、改革の方向は支持されている。地方の自律性の向上や財政の健全化につながるため積極的に進めるべきとの意見が約6割と多いが、地域間格差や自治体サービスの低下につながるため慎重に進めるべきとの意見も3割弱となっている（図表3(4)-2）。なお、地方自治体の回答では、地域間格差や自治体サービスの低下につながるため慎重に進めるべきとの意見が約6割となっている。

図表 3(4)-2 三位一体改革に対する評価



- (備考) 1. 経済・財政学者等、企業・経済団体、地方自治体に対するアンケート結果により作成(回答数=1145、複数回答)。詳細は付注1参照
2. 「積極的に進めるべき」と「慎重に進めるべき」の割合は、それぞれの範疇の回答を1つでも選択した者の割合(両範疇とも回答した者はそれぞれにカウント)。無回答等は除いて集計

改革工程に沿って改革が進展

政府は、「基本方針 2003」で 2006 年度までの改革工程を掲げ、三位一体改革に取り組んでいる。2003 年度予算では、改革工程の策定に先だち「改革の芽出し」を行い、改革初年度となる 2004 年度予算では 1 兆円規模の補助金改革等が行われている（図表 3(4)-3）。

地方税、地方交付税、国庫補助負担金は、それぞれ地方歳入の約 40%、20%、15%を占めており、三位一体改革は、地方財政の根幹を改革することである（後掲図表 3(4)-4 参照）。改革に対する理解を深め、また、地方自治体が将来の地方財政の姿を見据えて自らの改革に取り組めるように、改革の全体像をできる限り明確化していくことが重要である。

図表 3(4)-3 三位一体改革の進捗状況

	「基本方針 2003」に掲げられた 2006 年度までの改革工程	2003 年度予算における取組（改革の芽出し）	2004 年度予算における取組（改革初年度）
国庫補助負担金の改革	概ね 4 兆円程度を目的に廃止・縮減等の改革 ・重点 11 項目について、抜本的に見直し、改革の方向性、改革工程等を決定 事務事業・補助金の在り方を抜本的に見直し ・地方の権限と責任を大幅に拡大 ・国・地方を通じた行政のスリム化を実現	国庫補助負担金を 5,600 億円程度廃止・縮減等 ・公共事業関係系：2,600 億円程度 ・奨励的補助金：1,900 億円程度 ・一般規程原化：2,200 億円程度	国庫補助負担金について 1 兆円の廃止・縮減等の改革 ・義務教育費国庫負担制度の改革 ・公共事業関係系：4,500 億円程度 ・奨励的補助金：2,600 億円程度 ・一般規程原化：4,700 億円程度
地方交付税の改革	地方の自立に向け、交付税の財源保障機能全般を見直し、縮小、交付税への依存体質から脱却を目指す 地方歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制 ・投資的経費を 1990～91 年度水準を目安に抑制 ・地方公務員数を 4 万人以上純減等 不交付団体の人口の割合を大幅に高める 財政力格差を調整する必要性の高まりに適切に対応	地方交付税総額の抑制 ・地方財源確保の規模：86.2 兆円（1.4 兆円） ・地方交付税総額：18.1 兆円（1.5 兆円） 地方交付税の算定方式の見直し ・都道府県分の留保財源率を 20% から 25% に引上げ ・段階補正の見直しを継続 ・事業費補正の見直しを継続	地方財政計画規模の抑制を図ることにより、地方交付税総額の抑制 ・地方財源確保の規模：84.7 兆円（1.5 兆円） ・地方交付税総額：16.9 兆円（1.2 兆円） 地方交付税の算定方式の見直し ・段階補正の見直しを継続 ・都道府県分の補正係数を年次的削減 ・アウトソーシングによる効率化を算定に反映
税源移譲を含む税源配分の見直し	補助金改革に対処して税源移譲 税源移譲は基幹税の充実を基本に行う 移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ 8 割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲 課税自主権を拡大 三位一体の取組により、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する観点に立つて、地方への税源配分を高める	廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて財源措置 ・共済費長期給付等の一般財源化：2,184 億円 ・介護保険制度施行経費等の一般財源化：160 億円 自動車重量税と税の譲与割合を引上げ、移譲 ・譲与割合を 1/4 から 1/3 に引上げ	2006 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとし、この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定措置として所得譲与税を創設（税源移譲：4,249 億円） 義務教育費国庫負担金の退職手当等の一般財源化に係る所要額について、特例的な交付金により暫定的に措置：2,309 億円 課税自主権の拡大 ・固定資産税の制限税率の廃止等

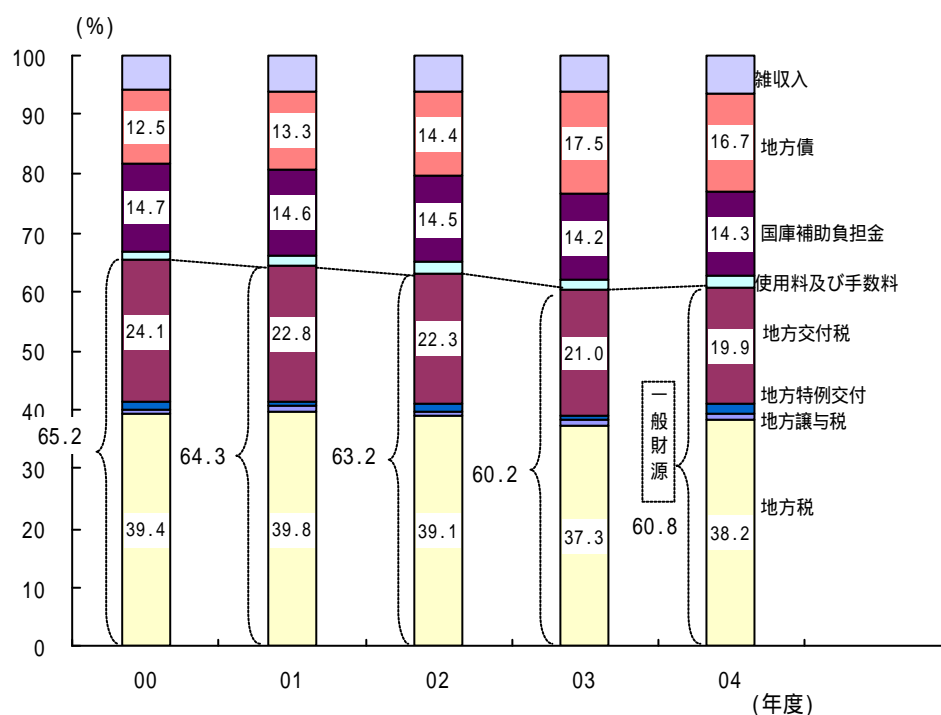
（備考）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」、財務省ホームページ「平成 16 年度における『三位一体改革』の姿」、総務省「地方財政計画」各年版等により作成

地方の一般財源の割合が増加に転じる

以下では、現状において三位一体改革の目指す「望ましい姿」に向けた動きが生じているかどうかを見てみる。

まず、「地方の一般財源割合の引上げ」については、地方の一般財源比率は2003年度までは低下傾向にあったが、三位一体改革の初年度予算である2004年度には、前年度の60.2%から60.8%へとわずかであるが増加に転じており、「望ましい姿」へ向けた動き出しが見られる（図表3(4)-4。ただし、臨時財政対策債を含めた場合は、67.1%から65.7%へと減少）。地方税割合も増加に転じている。

図表3(4)-4 2004年度には地方の一般財源割合は増加



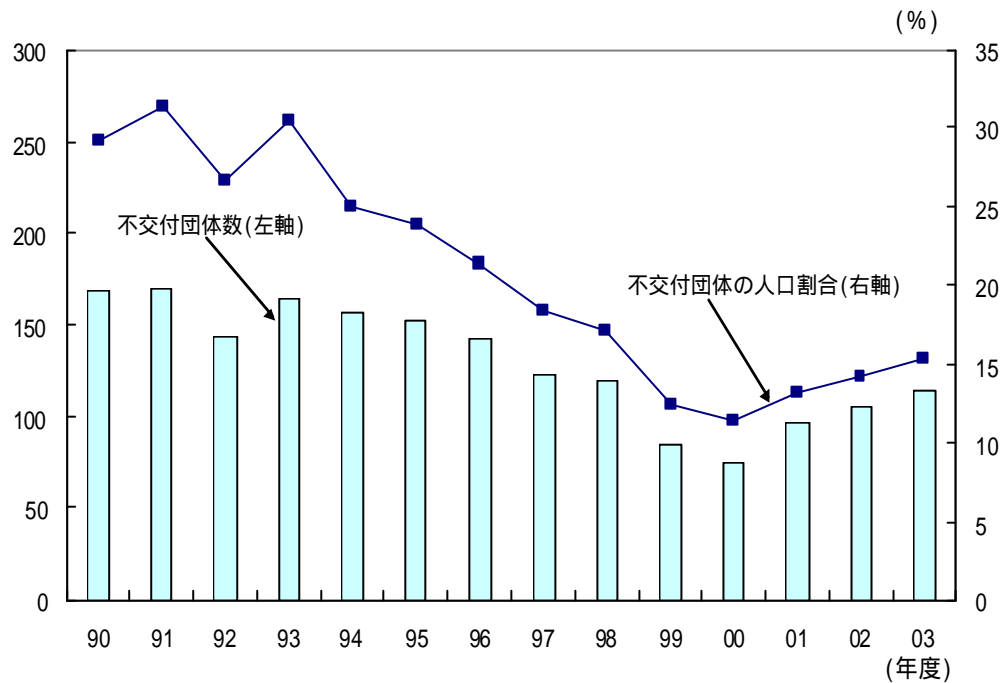
(備考) 総務省「地方財政の状況」各年版等により作成(地方財政計画ベース)

不交付団体の人口割合も徐々に上昇

「不交付団体の人口割合を大幅に高める」との目標については、2000年度には不交付団体の人口割合は11%強だったが、2003年度には15%強まで徐々に上昇している（図表3(4)-5）。

ただし、必ずしも過去に比べて高い水準となったわけではなく、1990年代前半の水準の回復にも至っていない。依然として人口の85%程度が交付団体に居住しており、不交付団体の人口割合を「大幅に高める」ためには、一層の改革が必要である。

図表 3(4)-5 不交付団体の人口割合は徐々に増加



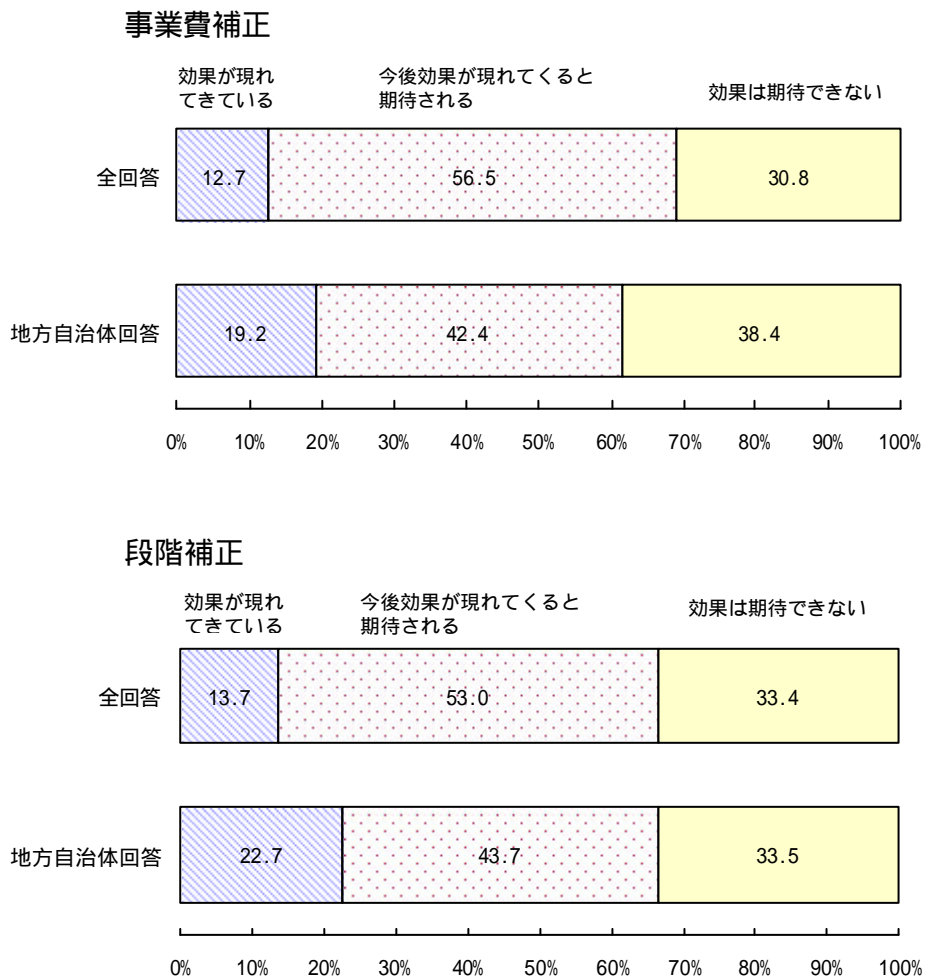
- (備考) 1. 総務省「地方財政の状況」各年版、総務省「市町村別決算状況調」各年版、総務省ホームページより作成
 2. 不交付団体には東京都特別区(23区を1団体として計上)を含む

交付税算定方式の見直しは地方の効率的財政運営を促すと期待

三位一体改革の工程に掲げられている交付税の算定方式の見直しの効果をアンケート結果から見ると、「事業費補正」(特定の事業に地方債を充てた場合に、その元利償還金を後年度に交付税措置する仕組み)の見直しについては、約7割が、地方自治体の負担意識や行動が変化し、自らの財源負担を考慮して必要な事業を選択して効率的に実施するようになるといった効果が既に現れてきている、もしくは今後現れてくると評価している。

また、「段階補正」(小規模自治体など団体の規模に応じて交付税の配分を調整する措置)の見直しについても、約7割が小規模自治体の行政効率向上の努力を引き出すといった効果が現れてきている、もしくは今後現れてくると評価している(図表3(4)-6)。

図表 3(4)-6 交付税算定方式の改革の効果

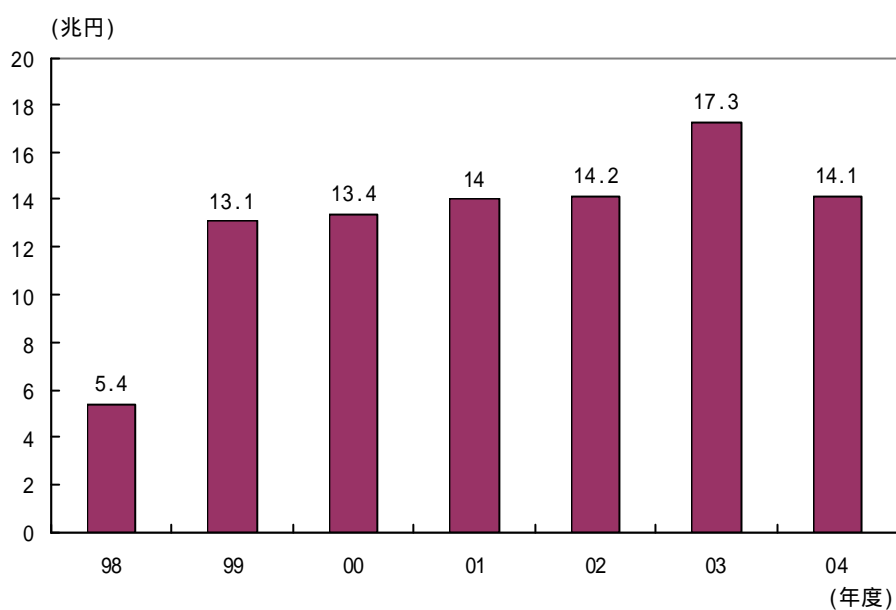


- (備考) 1. 経済・財政学者等、企業・経済団体、地方自治体に対するアンケート結果により作成(回答数=1145)。アンケート調査の詳細は付注1参照
 2. 無回答等は除いて集計

地方財源不足額は減少に転じる

「地方財源不足の解消」については、2004年度には地方財源不足額が減少に転じている。ただし、依然として14兆程度の財源不足が生じており、その解消に向けて引き続き取り組むことが必要である（図表3(4)-7）。

図表 3(4)-7 地方財源不足額は2004年度に減少に転じる



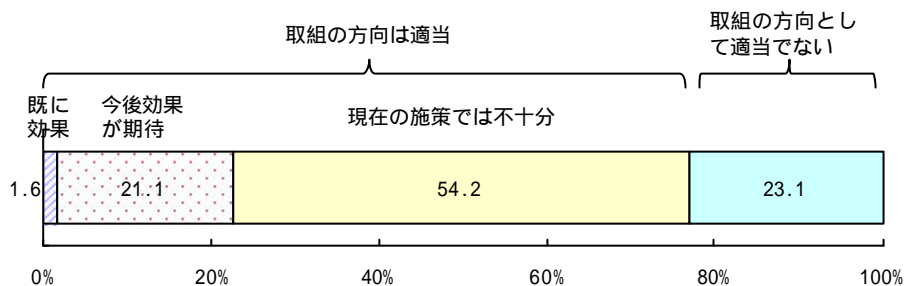
(備考) 総務省ホームページより作成(当初ベース)

一層の改革を求める声も含め、改革の方向は8割が支持

こうした政府の地方財政制度改革の方向性に対しては、現在の施策では不十分と一層の改革を求める多くの声も含め、約8割が適当であると支持している。(図表 3(4)-8)

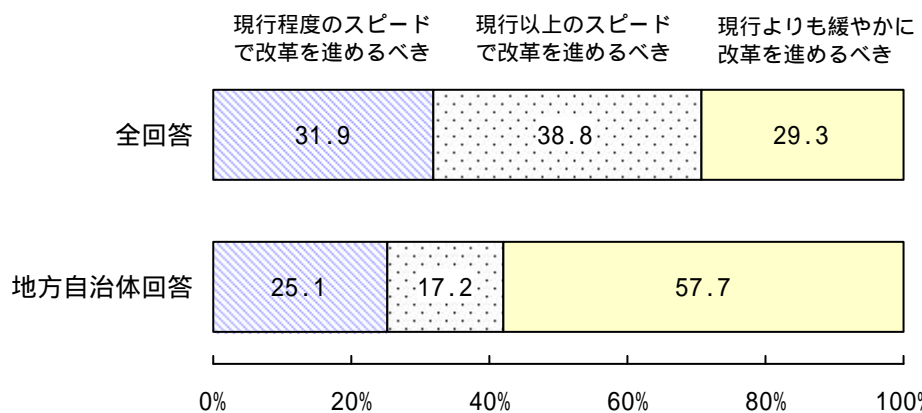
三位一体改革のスピードに対する評価を見ると、「現行以上のスピードで進めるべき」が38.8%となっているが、「現行程度のスピードで進めるべき」も31.9%、「現行よりも緩やかに進めるべき」も29.3%となっている。なお、地方自治体の回答では、「現行よりも緩やかに進めるべき」が57.7%となっている(図表 3(4)-9)。

図表 3(4)-8 地方財政制度改革の取組みに対する評価



(備考) 1. 経済・財政学者等、企業・経済団体、地方自治体に対するアンケート結果により作成(回答数=1145)。アンケート調査の詳細は付注1参照
2. 無回答等は除いて集計

図表 3(4)-9 三位一体改革のスピードに対する評価



(備考) 1. 経済・財政学者等、企業・経済団体、地方自治体に対するアンケート結果により作成(回答数=1145)。アンケート調査の詳細は付注1参照
2. 無回答等は除いて集計